振興委員はあなたと商工会議所のパイプ役

当所では、小規模企業者の皆さまの経営目標達成や会員サービスなどの推進を図るため、振興委員を４名配置しております。振興委員は当所職員と連絡をとりながら下記のような相談のお取次ぎをしております。
ご相談は無料、秘密は厳守いたします。お近くの振興委員にお気軽にお声がけください。

◆例えばこんな時!!
「初めての相談なので、商工会議所職員の来訪をおねがいしたい」
「新しい販路を開拓したいので、商品開発やアプローチ先について相談にのってほしい」
「事業を引き継いでくれる人材を確保したい」
「地域や会員事業所が発展するための意見、提案などがしたい」
「商工会議所にこんな事業をやってほしい」　その他創業、事業資金借入、税務申告など。
TEL：52-4316

小規模企業振興委員名簿

木　村　英　悦
カネセ木村商店
〒036-0364
黒石市山形町116
TEL：53-3185
FAX：53-4445

村　元　慎　治
ムラモト自動車工業㈲
〒036-0323
黒石市上十川大野一番25-3
TEL：52-3891
FAX：52-9839

須　藤　重　昭
夢工房
〒036-0387
黒石市元町121
TEL：52-2913

大　溝　千　秋
ふらわ～ず
〒036-0387
黒石市元町39
TEL：53-4764

●お問い合わせ　黒石商工会議所　TEL：52-4316

記事：古川稚子

みんなで商工会議所をつくりましょう！

黒石商工会議所は、地域唯一の総合経済団体として、商工業者の発展、地域の活性化、社会一般の福祉の増進を図ることを目的とし、とくに小規模事業者の良きパートナーとして、経営に関するさまざまな悩みにお応えして、事業活動をバックアップいたします。

■資金調達のための支援　■経理・税務・労務に関する相談
■福利厚生等の各種共済制度　■経営向上・経営改善に関する相談
■経営に役立つ各種セミナー　■パソコンの活用に関する相談
■その他さまざまな相談に対応いたします。

入会に関する資料請求や入会ご希望の方はお気軽にお電話ください。

●お問い合わせ　黒石商工会議所　TEL：52-4316

ご入会ありがとうございました。（新入会員のご紹介）
●Ｓ・D・C・C DANCE STUDIO／村上慎平（理財・情報産業）●㈲博進商事養老乃瀧黒石店／乗田博（観光・交通・サービス●㈱アップル観光バス／須藤秀光（観光・交通・サービス））●佐藤商会／佐藤智也（建設）●マルサ興業㈱／佐藤達也（建設）●行政書士おさないよろず法務事務所／長内康之（理財・情報産業）●石戸谷建設／櫻庭藍（建設）●フードファクトリーテンフォー黒石店／古川史子（観光・交通・サービス）●東京靴流通センターアクロス黒石店／佐藤家康（観光・交通・サービス）●㈱丸利／岡本惠子（厚生・福祉）●一建／工藤一行（建設）

※カッコ内は商工会議所の所属部会です。（平成27年10月31日現在）

「じょんから共済配当金」ご入金のお知らせ

当会議所会員の助け合いの制度、「じょんから共済配当金」のお知らせです。この配当金は、対象保険期間１年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合にお戻しているものです。平成27年10月22日（木）付で保険料引落口座にご入金となっておりますのでご確認ください。

対象保険期間：平成26年７月１日から平成27年６月30日まで

●お問い合わせ　黒石商工会議所　共済担当　TEL：52-4316

記事：山口奈保子

「一日公庫」in黒石商工会議所のご案内

このたび、日本公庫（国民生活事業）と当会議所が連携し「一日公庫」を開催いたします。この「一日公庫」では、当会議所において日本公庫の融資担当者が、融資のお申込をいただいたお客様とご面談し、審査を行います。日本公庫まで足を運ばなくても良いのでとても便利です。この機会にぜひご活用ください。

★こんなご要望はありませんか？
・年末年始に向けて忙しくなりそうなので仕入資金を手当したい
・従業員へ年末のボーナスを出してあげたいので資金を準備したい
・設備が老朽化したので新しいものに買い換えたい　など

■日　時：平成27年11月26日（木）
□午前の部10：00～12：00　□午後の部13：00～15：00
■場　所：黒石商工会議所　相談室（黒石市市ノ町5-2）

●お問い合わせ　黒石商工会議所　相談課　TEL：52-4316

記事：山口奈保子

お子様の教育資金を「国の教育ローン」がサポート!

「国の教育ローン」は、高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

■ご融資額：お子さま一人あたり350万円以内
■金　　利：年2.15%　固定金利（平成27年8月10日現在）
※母子家庭・父子家庭または
世帯収入（所得）200万円（122万円）以内の方は年1.75%
■ご返済期間：15年以内
（交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭または
世帯収入（所得）200万円（122万円）以内の方は18年以内）
■お使いみち：入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など
■ご返済方法：毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）
■保　　証：（公財）教育資金融資保証基金（連帯保証人による保証も可能）
詳しくは下記教育ローンコールセンターまたは日本政策金融公庫弘前支店までお問い合わせください。
〔教育ローンコールセンター〕0570-008656（ナビダイヤル）
または（03）5321-8656

直接支店にお問い合わせになる場合は下記までお願い致します。

●お問い合わせ　日本政策金融公庫弘前支店　TEL：0172-36-6303

記事：山口奈保子

不正受給防止にご協力ください!!

1．不正受給とは…

基本手当や特例一時金及び雇用継続給付（高年齢雇用継続・育児休業・介護休業）の支給を受けることができないのにもかかわらず、不正な手段により支給を受けたり、または、支給を受けようとした場合、不正受給処分を受けることになります。悪質なケースは、詐欺罪として刑罰に処せられる場合もあります。

2．事業主も共謀し不正受給したとして連帯して返還命令処分等を受けるケースが増えています。

①津軽地区で、通年で雇用しているのに、短期特例被保険者とし、特例一時金を不正に受給したケース
ハローワークに冬期は仕事がないということで、春に短期特例被保険者として資格取得届を提出、年末に期間満了等で離職票を作成、労働者が１月にハローワークの認定日に虚偽の失業認定申告書を提出し、40日分を不正に受給した。
事業主も虚偽の離職票を作成したとして、連帯責任として返還命令と２倍の納付命令の処分を受けて、合計で1,400万円の返還を命じられた。

②南部地区の事業所で冬場も県外で仕事があるのに、特例一時金を不正に受給したケース
冬期においても、県外の仕事を確保し、労働者に仕事させていたが、冬期は仕事が薄いとして、12月に労働者を事業縮小として解雇し、１月に労働者がハローワークにて、虚偽の失業認定申告書を提出し、特例一時金40日分を不正に受給した。
事業所も虚偽の雇入通知書や離職票を作成したとして、連帯責任により返還命令及び２倍の納付命令処分を受け、1,100万円の返還を命じられた。

3．不正受給防止のポイントは

次の①から⑤のポイントに注意することで不正受給防止ができます。
①毎年、一定期間の就労で就職・離職を繰り返す場合で、継続就労できる場合は通年雇用にしましょう。人材育成、確保につながっていきます。
②労働者を採用した場合、試用期間や見習期間も雇入れのうちですから、この期間も受給すると不正受給になります。
③就職に関する採用証明書の雇入れ年月日や、離職証明書の労働日数や賃金について、事実と相違する出勤簿や賃金台帳を作成し不正受給する事例があります。事業主が行う証明は正確に、偽りの記入を求められても絶対受け入れないようにしましょう。
④内職・アルバイト・手伝い等をさせた場合は、失業認定を受ける際に、安定所への申告が必要で、申告を怠ると不正受給になります。
⑤“つい、うっかりと‥”で、事業主の証明が誤ったり、承知しながら見逃していた場合、連帯責任を問われることがあります。

★不正受給とならないためにも、書類等の記載内容で少しでもわからないことがありましたら、お近くのハローワークにお問合せください。

●お問い合わせ　黒石公共職業安定所　TEL：0172-53-8609